

Title	一七世紀初頭の東地中海貿易に関する一トルコ語史料
Sub Title	A Turkish historical document on the Mediterranean trade in the early 17th. century
Author	永田, 雄三(Nagata, Yuzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1971
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.44, No.1 (1971. 11) ,p.77- 88
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集東西交渉史 資料紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19711100-0077

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一七世紀初頭の東地中海貿易に関する

一トルコ語史料

永田雄三

ここに紹介しようとする史料は、一六一〇年五月二日にバグダードからシリアのアレッポに到着したあるキャラバン(Karvan) に関してなされたアレッポのカーデイ(法官) による報告である。一六一〇年といえば、イギリスの東インド会社が設立されてからすでに一〇年を経ており、東西貿易の中心は地中海からインド洋へと転換しつつあった。しかし一方では、地中海に君臨するオスマン＝トルコ帝国は、衰微への数かずの兆をみせながらも、なお地中海貿易の最大の保護者としての地位を維持していた。オスマン帝国の諸スルタン達は広大なその範囲に含まれる諸港を出入りする商船に満載された商品に対する関税からの収益を重要な国家財源の一つとしていたから、地中海貿易を保護奨励することはあってもこれを抑圧することはなかった。一五三五年にフランスに、一五七九年にはイギリスに対して通商上の特権 Capitulations が与えられたのもそのためである。三橋富治男氏はかつて、「世界史の進展途上でレヴァント貿易がインド洋貿易に切り替えられる転回点を専らオスマン＝トルコの香料交易路阻害とポルトガルの東方水域への進出に求める如き見解に対する再検討」を意図する論文において、一六世紀後半に「カイロ経由での地中海香料通商がヴェネチアやラギューザの船

艇によって再び大きく」盛り上ったことを指摘している。⁽²⁾

三橋氏はさらに、この時代にヴェネチアがシリアでの活動の中心をダマスカスからアレppoへ移動させたとのべている⁽³⁾が、このことは、「印度各地から船積した商品を毎年紅海のモカとペルシャ湾のバスラに蒐集し、両地からそれをトルコ人がラクダで陸路五〇日ばかりで〔非常な費用をかけて〕シリアのアレppoとエジプトのアレキサンドリアに運搬した⁽⁴⁾」という伝統的な貿易路がむしろ復活したことをもものがたっている。その結果、アレppoはオスマン朝治下において、アナトリアのイズミル (Izmir) につぐ国際的な商業都市として再びクローズアップされた。このことはヴェネチア (一五四八)、フランス (一五六二)、イギリス (一五八三)、オランダ (一六一三) などのヨーロッパ諸国がこの時期に相ついで領事館や通商会館をアレppoに開設したことからも伺われる。⁽⁵⁾アレppoの繁栄は、トルコとイランおよびロシアとの間にくり返しおこなわれた戦役、オスマン朝地行政機構の崩壊に触発されてイェニチェリと在地の有力者層 (Ashraf) との主導権争いなどによって終りをづけることになるが、それはなお一八世紀以後のことである。思うに一六世紀後半以後、オランダ・イギリスという新興勢力の割り込みによって、新旧両勢力の覇権争いに巻き込まれたインド洋に対して、オスマン・トルコ帝国治下に比較的安寧を保ち得た東地中海が再びみなおされ、その結果アレppoを中心とした旧貿易ルートが復活したのであろう。ここで紹介される史料は、一六一〇年当時ペルシャ湾に陸揚げされた物資を地中海方面へ運ぶための、バスラ——バグダード——アレppoを結ぶキャラバンルートが仲継路としてなお十分に機能していたことを示唆するものである。したがって、ここでは史料にみられるキャラバンの規模や構成人員。その積荷内容の一部を中心にこの史料を紹介し、今後の研究への糧としたい。

ところで、史料はトルコ共和国総理府文書局所蔵の文書群のうち、財務局委託文書分類 (Maliyeden Müdevver Defterler Tasnifi), No. 7499 文書の一部であり、イスタンブール大学経済学部助教教授ハリル・サーヒルリオウル (Halil Sahil-

lioglu) によって「史料トルコ史雜誌 (Belgelerle Türk Tarihi Dergisi)」誌上に紹介されたものである。この文書は二点 (以下これを第一史料、第二史料と呼ぶ) で一組をなしており、その第一はキャラバン構成員名簿であり、第二は積荷の一部に関する調査報告である。⁽⁶⁾

この一組の史料が作成された動機は遺産相続の問題に発している。いわゆるイスラム国家であるオスマン朝において、法定相続人の不明なる者の遺産相続権は国家に属するというイスラム法の規定に準拠していたが、それはオスマン朝国民と外国人とを問わずに適用されたようである。それ故、第二史料にみられるように、キャラバン隊員のうち死亡した商人達の遺産の没収がこの調査の目的であった。史料からそれに関する部分を抜き出すと次の通りである。

〔前略〕 Şark cânibinden Eyâlet-i Haleb'e ikiser yüz bin altuna mâlik iki acemî bazırğânı gelüp fevt olub vâris-i mâ'rûfârı olmamağla cümle muhalledâtları beytül-mâla ait olmağın 〔後略〕 【東方よりアレppo州へ、それぞれ二〇万金〔相当の財産〕を持つ二人のイラン人商人が到来し死亡した。〔ところが〕かれらには特定の相続人が存在しないため、かれらの全遺産は国庫に属するため…】⁽⁸⁾

一六一〇年頃にはオスマン朝の国家財政はすでに慢性的に赤字を計上しており、政府としてはこの種の臨時収入に期待するところが大きかったと推測される。以上が史料の成立事情である。次におのおのの史料について検討したい。

すでにのべたように、第一史料はキャラバンの構成員名簿である。しかし、そのすべてをここに示すことは不必要に思われるので、それによって得られた結果と若干の問題点とだけを記すにとどめたい。まず、キャラバンの構成員は一二〇人、その積荷総数は九四二・五梱 (yük) である。サーヒルリオウルの考証によれば、積荷一梱とは一頭の動物 (ラクダ、馬、ラバなど) の両側につるした二つの袋あるいは梱を指す。したがって、このキャラバンは最低九四三頭の動物からなっている。しかし実際には食料や飼料、商人の個人用荷物などを運ばせるために、さらに六頭に一頭の割で加算する必要

がある。これを計算すると一五七頭となり合計一、一〇〇頭になる。この数はおそらく最少限であろうが、それにしてもたとえば、一列縦隊で行動した場合、一頭につき約三メートルの間隔をとれば、延々三キロメートルにおよぶことがわかる。以上の数字からこのキャラバンが並なみならぬ規模を持つものであることがおおよそ推定されよう。

さらに第一史料から引き出されるいま一つの問題点は商人達の民族構成である。それは史料に示された商人達の名前とそれに冠せられた形容句とから判断される。アラブ人、トルコ人、イラン人が商人の大半を占めているのはいわば当然であろう。しかし、とくに注意を引く二、三の点がある。その第一はインド人 (Hindi) の多いことである。それは一〇人におよんでいるが、いずれもムスリム名を持ち、イスマール (Hacı Isma'îl Hindi) という者が一一・五梱の荷物を持っており、かれらの頭目格である。またそのうち二人が長旅の疲れからか死亡している。このインド人達に限らず、多くの日数と労力とを要するキャラバンの旅は相当にきびしいものとみえ、一二〇名の隊員のうち死亡 (Murd) と記されているものは七人にのぼっている。次に Frenc と記された五人のヨーロッパ人の名がみえる。サーヒルリオウルの解説に従えば、それらは Hoca Batishta Frenc (七梱)、『Alviz Efrenc (二五・五梱)』、『Hoca Alvarez (一一梱)』、『Hoca Alvarez (七梱)』、『Konsul-i Efrenc (一六梱)』である。いずれもかなりの積荷を持っているが、かれらの一人は Konsul (Consul) すなわち、いずれかの国の領事であると思われる。このほかにアルメニア人や Sâmirî (Samaritan) と記されているユダヤ人など、現地のキリスト教徒も数人参加しており、このキャラバンが、宗教や民族の区別を越えて国際的な規模で編成されたものであることが知られる。

第二史料は死亡したイラン人商人の遺産に関する調査報告である。文書形式としてはカーデイのいわゆる「調査 (Hiccat)」である。結果から先に明らかにしてしまえば、政府はこの調査によって、それぞれ二〇万金に相当するといふ二人のイラン人の遺産を発見することができず、とるに足りない若干の遺産を没収し得たにすぎない。ただこの調査には調査

の行なわれた日時も、調書の作成された日附も記載されていない(史料の破損部分にそれが記されている可能性は少ない)ため、キャラバンの到着後調書が作られるまでの位の月日がたったかはわからない。しかしわれわれの当面の目的は、そうしたことのなりゆきにあるのではなく、この調書の中からいくらかの資料を引き出そうとするところにある。まず調査をする側の陣容についてみれば次の通りである。

(前略) *İmtisâlen İ'l-Emrî'l-âli* [尊称略] *vezir Sinan Paşa hazretleri huzurunda ve hazine-i mezbûre defterdarı* [尊称略] *Hasan Efendi ve ehl-i divândan Haşşab-zâde Abdî Çelebi ve rûznâmgeci Mehmed Efendi ve Nevâî Mehmed Çelebî ve tezkereci Ahmed Çelebî huzurlarında akd-i Meclis olunub* ⁽⁹⁾【大意・アレppo州知事である宰相スイナンIIパシヤの面前において、財務局長、出納係長、その他の州政担当者の出席を求めて会議が開かれた】これに調書の作成者(すなわち、アレppoのカーディ)が加わって、中央におけるいわゆる国政会議(*Dîvân-i Hümayûn*)を模した州政会議の形式でこの調査が行なわれたことが以上の文面から理解される。ところで、地方におけるこうした会議や取調べには、例外なく、その土地の有力者(*a'yân, ashraf*)が補佐役として加わるのが常である。この調査の補佐役は次の者達である。

A'yân-ı Haleb'den el-Hâc Ebiberk ve şehbender Hâce Ömer ve Hâce Mehmed Telarrânî ve şeyhü'l-arab el-Hâc Hüseyin.

以上の四人のうち、一名がアラブ人住民代表(*seyhü'l-arab*)、一名が商工業者代表⁽¹¹⁾(*shëbender*)としての性格を持っており、他の二名はいわゆる名士である。このことは本来アラブ人の町であり、かつ商工業都市として知られるアレppoの特色をよくあらわしている。

以上が調査をおこなう側に関する記事である。これに対して調査を受ける側からは証人として、キャラバン隊長をはじめ

めとする一五名のキャラバン員とかれらの投宿した各ハンの管理人など数名〔hancı, odabaşı, vezân, simsâr〕とが呼びだされている。この史料においてキャラバンとアレppoの住民との関係およびこの町の商工業の様子を示唆するのはわずかにこの部分だけである。しかしそれも次のような記述を含むにすぎない。

Ve nefsi Haleb'den hân-ı harîr hancısı ve ulbeciler ve harratlar hancıları el-Hâc Nasrullah bin el-Hâc Mehmed ve Sanus zimmî nâm kimesneler ve Hayır bey hancısı Seyyid Mehmed ve zikrolunan hanlarda odabaşılar ve vezânlar ve simsârlar cem'an ihzâr olunub⁽¹²⁾ 【大意・アレppo市内からは絹物ハンの管理人、箱作り職人ハンと糸車作り職人〔Harrat?〕ハン、ハイルベイ⁽¹³⁾ハンのそれぞれの管理人〔名称略〕、オダバシ、ヴェッザーン、スィムサール達が召し出された】

ここに名前の示された各ハンがアレppoにおける代表的なハンであることは疑いない。なぜならば、これより約六〇年後、一六七一年にエヴリヤ⁽¹⁴⁾チェレビーがこの町を訪れているが、かれはその旅行記(Seyahatnâme)の一節で、アレppoを代表するハンの名を列挙しているが、その中で調書にみえるハンのうち Ulbeciler hanı をのぞいたすべてのハンをみい出すことができる。そこでこの調書からは十分に伺うことのできないアレppoの町の様子を、半世紀程あとのことではあるが、エヴリヤ⁽¹⁵⁾チェレビーの記述の中からさぐってみたい。ただ、かれの叙述はしばしば誇張されているので、一応の目安として紹介するまでである。

まずかれは、アレppoの人口に関して、ヒュスレブ⁽¹⁶⁾パシヤ (Hisrev Paşa : 一六三二年没) の宰相期(一六二八〜三二)におこなわれた調査 (tahrîr) によれば市街部 (nefs-i Haleb) だけで四〇万を数えたということがカーディの記録 (Sicill Defteri) にある⁽¹⁵⁾。次にかれはさまざまの施設を数えあげるが、それによれば、メドレセ (Medrese : イスラム神学院) 六一、ハディース教授所 (Darü'l-hadîs) 一七、小学生を対象とした寺小屋 (Sıbyân Mektebi) 二一七、

救貧院 (İmaret) 六、キャラバン＝サライ (Kervan Sarayı・隊商宿) 七、そしてハンの数は七〇であるという。そのうち大きなものは (Hân-i Alî) として次のハンを数えている。

Gümrük (関税・税関) hanı, Musulluğlu hanı, Çıkrıkçoğlu hanı (史料で Harratlar として示されたものと同じものと思われる) Sabun (シヤボン) hanı, Büyük Paşa hanı, Frenk (Frenc, Efrenci と同義) hanı, Elçi (使節・領事) hanı, Bakır (銅) hanı, keten (亜麻・リンネル) hanı, kazancı (大なべ作り職人) hanı, Çukur (溝・墓) hanı, Hayre (Hayır) Bey hanı, Bostan (菜園) hanı, Paşa hanı, Ümmeyye hanı, İpek hanı (絹物・史料では Hân-i Harîr), Mutaf (袋物商) hanı, Menzil (宿屋) hanı, Yoğurt (ヨーグルト) hanı, Kurd Bey hanı, Darı Kura hanı, Söğüd hanı, Üzüüm (ぶどう) hanı, Hacı Mahmud hanı, Cıfud (雑貨市) hanı, Meralloğlu hanı, Bor hanı.

さらにエヴリヤ＝チェレビーはアレツポ城の正面にある大市 [Sâk-i Sultanî] の繁盛ぶりに言及するが、たとえばこの中だけでも五、七〇〇軒の店舗があるという。またアレツポには一〇五軒のコーヒー店 (Kahve hane) があるが、中でも、アラブ人、イラン人、ギリシア人旅行者達からも賞賛されるアルスラン＝デデ [Arslan Dede] という店は二、〇〇〇人の客を収容できる。かれによれば、アレツポの住民はすべてなんらかのスーフィー教団に属しており、信心深く、商人氣質を持った人々である。七〇の教団組織があつて、一七六の僧院や廟があるというが、その教団のうち主なものは次のものである。

Halvetî, Celvetî, Ruşenî, Gülşenî, Kâdirî, Dessukî, Raî, Rufaî, Sa'dî, Alevî, Nakşbendî, Fetayî, Bayramî, Nimetullahî, İdrisî, Burhanî, uşşakî, Celâlî, Cemâlî, Settari, Vahidî, Edhemî, Şemsî, Mevlevî, Yesevî, Bek-taşî, Kalenderî, Yemenî, Abbasî, Haydari, Kümmerrî, Zeynî, Veysî, Bekrî.

最後にかねはこの町の名産を上げるが、工業産品の中では *katife* (ヴェルヴェット)、*atlas* (サテン)、*kutnî* (絹・綿合せ地) 種などの絹および綿製品が名高いという。(このほか近くのモスールの名産であるモスリンもアレppo 経由で輸出されたといわれる。)⁽¹⁷⁾

以上がエヴリヤ=チェレビーを通じてみた一七世紀後半のアレppo の概観であるが、これを一六一〇年当時に比定してみても差程大きな相違はないのではあるまいか。

次に調査の結果明らかとなった死亡者達の積荷内容について紹介したい。ただ史料のうちこの部分は長文にわたる関係上、ここでは積荷内容に直接ふれる個所だけを断片的に引用する。ただ史料の最下部は大きく破損しており積荷内容はほとんど解読できなかった。

〔前巻〕 Mehmed Paşa Hanında bir Erzurumlu âdemnin bir kulu ölüb hâl-i hayatında altı bin riyal gurusluk hariri var idi lâkin frenklere bey' eyleyüp akgesin almadañ fevt olmağla mîrîye zabt olunmuş idi (母巻) Diyâr-ı Haleb'e sınıf-ı tüccardan Hemedânî Hüseyin ve biraderi Murâd ve Mîr Hüseyin'den mâldâr tâcir gelmeyüp ve bunlar Hemedânîler olub mezbûrların getürdükleri emtia' ügü mâ-beyninde ber-vech-i iştirak olub, cümle otuz beş yükleri olub yirmi hamli seksen kile givid ve yedi yükü saft-ı tutyâ ve kasnı ve beş yükü [破損] ve üg yükü Lahur kumaşı olub bu cümle furuht olunduğu takdirce dahî tahminen ancak on iki bin gurus eder [破損] emtia'nın bazısını mezburlar hâl-i hayatlarında bey' eyleyüp bâki kalanını merkâm Hüseyin-i Hemedânî'nin sulbî oğlu Abdüsselâm nâm kimesne kabz eyleyüp [母巻] ve Bagdadî-yândan Abdülhâlik nâm kimesne fevt olub anın dahî dört yükü olub bir yükü kumaş ve iki yükü givid ve bir yükü saft mevcud olmağla beytü'l mâla zabt olunmuşdur. Ve Bagdâdî Ahmed Peyrâvî nâm kimesne

dahî fevt oldukta vâris-i ma'rûfu olmamağla bir deve yük harîr olub [破損] Bagdadî nâm müteveffânın bir yük qividi ve bir yük kumaş var idi lakin hâl-i hayatında satub edâ-i düyân eyle [破損]⁽¹⁸⁾【メフメト II パシャ II ハンに滞在するエルズルム住民の奴隷が死亡した。かれは生前六、〇〇〇クルシュ相当の絹を持っていた。しかしそれはすでにヨーロッパ人に売却された。ただ、かれはその代金を受け取らないうちに死亡したので「代金は」国庫へ没収された。「中略」アレppo方面へ「死亡したイラン人商人では」ハマダーン在住のヒュセインと弟のムラトおよびミール II ヒュセイン以外には財価を持った商人は来なかった。かれらはいずれもハマダーンの人であり、その物資は三人の間の共有であった。「その積荷は」全部で三五梱あり、そのうち二〇梱は八五 Kile [約八五ブッシェル] のインディゴ、七梱がトタン製の器とカスニ⁽¹⁹⁾、五梱は「破損」そして三梱のラホール産布地であった。それらはすべてが売却されたとしてもおそらく、わずかに一二、〇〇〇クルシュ程のものである。「破損」物資の一部は前述の者達が生在中にすでに売却され、残りのものはヒュセインの嫡子アブデュッセラムが相続した。「中略」バクダード住民のアブデュルハリークという者も死亡した。かれには四梱の荷物があつた、一梱は布地、二梱がインディゴ、一梱はトタン製の器であつたが「それらは」国庫へ没収された。バクダード住民アフメト II ペイラーヴィーが死亡したが、かれにも特定の相続人がなく、ラクダ一頭分の絹があり「以下破損」【破損】バクダード住民が死亡した。かれには一梱のインディゴ、一梱の布地があつた。しかし「かれはそれを」生前に売却し借金の返済にあてた。】

以上が調書にみられる積荷内容である。史料の破損のもっともひどい部分が、積荷の記述部にあたっていること、調書そのものが死亡者だけを対象としていることから、これをもってこのキャラバンの積荷全体に関してうんぬんすることはできない。しかしながら史料にみるかぎり次のことはいえよう。積荷内容のうちもっとも注意を引くのはインディゴである。これがこの藍染料の独占的生産地であつたインドから運ばれてきたことはほゞ疑いがなく、これがシリアやトルコ

において消費されるためのものなのか、あるいはオランダやイギリスなどヨーロッパ向けの商品であるのか、この史料からは知ることができない。ただ、このキャラバンに相当数のヨーロッパ人やキリスト教徒現地人が加わっていることからあるいは東インド会社の商品か、それに関連した密輸品である可能性はある。なぜならば「イギリスの商人は一六世紀にはアレppoから藍を本国へ運び、あるいはポルトガルからその材料を得るのが常であった〔中略〕インドと直接貿易を開始した当初、イギリス人は藍の獲得に熱中した⁽²⁰⁾」といわれるからである。あるいは東インド会社などが中近東向けにインドから持ち込んだと考えることも可能であろう。いずれにしてもこの史料から詳しいことはわからないが、インディゴがこのキャラバンのもっとも重要な商品の一つであったと考えることはできそうである。絹や綿布などの反物類が相当数運ばれていることがやはりこの史料から伺うことができる。しかし、一七世紀前半オランダとイギリスの両東インド会社の花形である胡椒など香料の名がみえないことであろう。しかし、一七世紀前半オランダとイギリスの両東インド会社のアジアからの輸入品は圧倒的に香料が占めていた。むしろ香料貿易史の側からすれば一七世紀前半はその最盛期であったとさえいえる。ただ、この時代香料のほとんどはオランダやイギリスの大型船舶によってヨーロッパへ運ばれたのである。そこにわれわれは東地中海貿易が復興したとはいえ、もはや東西貿易の主役となることはできないという歴史の流れを感じるのである。

(本文においてアラビア文字のローマ字転写に関しては、史料の原紹介者であるサーヒルリオウル氏の転写法に従った。またエヴリャーリャレビーからの引用はTTK出版本の転写をそのまま引用した。

注

(1) たとえば、岩永博「スレイマン大帝のシリア州カヌンにお

ける関税と商品税」法政史学 第四卷一号 四八〜七四頁にその具体的事例をみることができる。

- (2) 三橋富治男「東方水域におけるオスマン・トルコ」駿台史学 第二〇号 一九六七年 三三頁。
- (3) 三橋富治男 前掲、三九頁。
- (4) 阪部長二郎「一七世紀上半期に於ける東インド会社を中心とする「英・印」貿易関係について」大阪市立大学経済学部『経済学年報』第四集 一九五四年 二二八頁。
- (5) The Encyclopaedia of Islam, new ed., vol. 3, **H**alab, p. 88.
- (6) H. Sahlihoğlu, Bir Tüccâr Kervânı, Belgelerle Türk Tarihi Dergisi, No. 9, 1968, pp. 63~69.
- (7) A. İnan, Aperçu général sur l'histoire économique de l'Empire Turc-Ottoman, Istanbul 1941, p. 25.
- (8) H. Sahlihoğlu, *ibid.*, p. 67.
- (9) 当時の金銀貨幣換算率について、とくにアレppoのような地方都市に関しては、未だ断定的なことはいえない。しかし、イスタンブルの貨幣換算率についておおよそ次のことがいえる。一五八四年の銀貨の大暴落以後、一七世紀を通じて一金貨(アルトゥン: Altın)は一五〇銀貨(アクチュ: Akçe)と定められた。さらにこの他にクルシュと呼ばれる別種の銀貨が流通していたが、これとアクチュとの比率はクルシュ一八〇アクチュであった。したがって一アルトゥン一・五クルシュと算出される。一五八四年の大暴落とその後の金銀価格変動およびそのオスマン朝社会に対する影響については、拙稿「アーヤーン

一七世紀初頭の東地中海貿易に関する一トルコ語史料

- 層の社会経済史的考察』『後進国経済発展の史的研究』I アジヤ経済研究所 所内資料調査部 No. 44-28, pp. 128-144 参照。
- (10) H. Sahlihoğlu, *ibid.*, p. 67.
- (11) **Şehbender** はペルシヤ語に由来する一つの言葉からの合成語で、『あきないを行なう場所』、『商品の出入りする港』の監督者や時には **Consul** を意味する。
- (12) H. Sahlihoğlu, *ibid.*, p. 67.
- (13) オダバシ(Odabaşı; 室長の意)、ヴェZZân(Vezzân; 計量を行なう者の意)、スィムサル(Simsâr; 商取引の仲介をして手数量をとる者の意)はいずれも各ハンの世話人と思われるが、かれらの地位・報酬・職能など詳しいことは不明。なおハン(Han)は商取引の場所、商品の製作場、倉庫、商人宿をかねた建物で、各同業組合員のたまり場でもある。それ故、調査に先だってこれらのハンの管理人や世話人が真っ先に呼ば出された。
- (14) Evliya Çelebi, Seyahat-nâme, vol. 9, Istanbul, 1937, pp. 367~381. かれは一六七一年から一六七二年の間に一回アレppoを訪れており、この町の繁盛ぶりに大いに驚かされたことを告白している。
- (15) Evliya Çelebi, *ibid.*, p. 381.
- (16) このハンは今現在でもアレppo城近くの大都市の中に残っている。cf. İslâm Ansiklopedisi, No. 40 (2. ed.,)《Haleb》(pp. 117~122) 折り込み市街図。

(八七)

八七

- (17) The Encyclopaedia of Britannica, London, 1926,
vol. 1, 《Aleppo》 p. 541.
- (18) H. Sahillioğlu, *ibid.*, p. 67.
- (19) H. Sahillioğlu によれば、カスニ (Kasni) とは、「人工
竜涎香の調合にもちいられ、イランに生育する一種の草。強精
剤、ぜんそくに効く薬草の類に属する」(H. Sahillioğlu, *ibid.*,
p. 68)
- (20) 阪部長二郎、前掲、三二三頁